

## [事案 2022-40] 転換契約等無効請求

・令和 4 年 10 月 31 日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人の不適切な行為等を理由に、転換契約等の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 3 年 7 月に契約した終身保険（契約①）について、平成 21 年 8 月に死亡保険金および障害特約を減額し（減額①）、その後同月に医療保険（契約②）を契約し、さらに同月に入院特約を減額した（減額②）。そしてその後、平成 29 年 9 月に契約①を組立型保険（契約③）に一部転換したが、以下等の理由により、減額①②および契約③への一部転換を無効とし、契約①を復旧してほしい。

- (1) 入院保障の充実を目的とするのであれば、既に保険料の払込みが満了している契約①に関する減額①②は不要な手続であり、理にかなっていない。
- (2) 契約③への一部転換時に交付された設計書に、転換後の契約①の解約返戻金額の推移表が記載されていない。
- (3) 契約③について、契約後 5 年間は保険料を支払うことを理解しておらず、また、掛け捨て保険だと思っていなかった。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 減額①は、契約②の保険料に充てるための手続と考えられ、減額②は、契約②に問題なく加入できたため、入院給付金日額の兼ね合いで減額したものと推測できる。
- (2) 契約①の入院特約は、保障期間は 80 歳までで 5 日以上入院に限定されているところ、契約③の入院特約は、保障期間が終身で入院 1 日目から支払われるものであるため、転換が合理的でないとは言えない。
- (3) 募集人は、申立人と 2 回面談して、設計書および転換比較表を交付・説明し、意向を確認したうえで申込手続を行った。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集、減額および一部転換に関する経緯等を把握するため、申立人および申立人子の配偶者、ならびに募集人の上席担当者に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不適切な行為は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。